

X
135
10-2
167

新たに入学する児童に対する法律案の説明 教科用図書

田中局長

天野

「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案」につきまして、大臣の説明を補足して御説明申し上げます。

昨年の四月から新たに公立学校に入学する児童に対して国語及び算数の教科用図書を給与する制度が確立されたのであります。この制度につきましては、もち論、その趣旨について異論はなかつたのであります。しかし、市町村が直接教科用図書の給与に対する責任を負う建前になつておりましたため、市町村財政に負担を加えるという点と、代金の支払が円滑に行かないために、発行者に対して特別の金融措置を講じなければならぬという点に問題があつたのであります。そこで、これらの問題を解決いたしますためには、この法律案に規定いたしてありますように、国が特別の費用について全責任を負う新しい制度の確立が必要になつた訳であります。

以下この法律案につきまして、逐条御説明申し上げます。

先づ第一条にはこの法律の目的を規定してございまして、国が新たに入学する児童に教科用図書を給与いたしますことは、児童が国民の一員として國の援助の下に教育を受けているという国民的自覚を深めることに資するとともに、児童の前途を視うためのものであることを明らかにいたしております。

第二条第一項は、国が、国立、公立、私立を問はず、すべての小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部の第一学年に入学する児童に対して国語及び算数の教科用図書を給与する責任を負つてゐることを明らかにしてあります。この場合におきまして、本年度と同様に、転学した児童については、転学後において使用する教科用図書を給与しないことになっておりますが、これは、一つには既に他の学校において教科用図書の給与を受けている場合が多いためであり、同時に転学児童の實際が明らかでない現在におきましては、國の財政上の見通しもつかないからであります。なお、政令におきましては、国語及び算数の教科用図書が検定又は國定の教科用図書で、教育委員会又は学校がその学校の第一学年の課程において使用する教科用図書として採択したものであることを明らかにいたしたいと考へております。

第二条第二項におきましては、この教科用図書の給与は、国立の小学校等についてはその小学校を附置する大学の学長、都道府県立の盲学校、ろう学校等については都道府県の教育委員会、市町村或は市町村の学校組合

が設置する小学校等については市町村の教育委員会（教育委員会が設置されていない場合には市町村長）、私立の小学校等についてはその小学校を設置する学校法人の理事長等の管理機関が、それぞれ、国に協力して、小学校の校長を通じて行うことを規定いたしております。

第三条は、このほか、国に対する管理機関の協力方法を明らかにしております。先づ、実際に教科用図書を見童に給与するのは、第二条第二項の規定によりまして校長になつておりますが、管理機関は、教科用図書の給与が適確に行われるようにこれを指導監督し、教科用図書を見童に給与いたしました場合には、どういふ教科用図書をどれだけの見童に給与したかというよりなことを文部大臣に報告いたしますとともに、国の支払を迅速且つ正確にいたしますために、給与した教科用図書の価額の総額がいくらになつたかというよりなことを明らかにする証明書を発行者に交付いたすことにしております。なお、政令によりまして、いつまでかどうかという手続で、これらの報告や証明書の交付をしなければならぬかというよりな手続を定めたいと考えております。

第四条は、文部大臣が報告を求めたり調査をしたりすることが出来るよりな規定を設けております。この場合におきましては、市町村の教育委員会又は市町村長の行う事務につきましては都道府県の教育委員会の協力を得て、また学校法人の理事長の行う事務につきましては私立学校を所管いたしております都道府県知事の協力を得て調査報告をとることについていたしております。

第五条は、国と発行者との契約について規定してございます。学年のはじめに見童に給与する教科用図書は、既に教科書の発行に関する臨時措置法の規定によりまして、発行の指示を受け、他の教科用図書とともに二月ごろから発送し、三月中には学校に届いてはならずでありまして、その学校に届いている教科用図書のうちで、この法律によりまして見童に給与するものの代金を、国が次に御説明いたしますような方法で発行者に支払うことを主たる内容とする契約を締結いたします。

第六条第一項は、見童に給与いたしました教科用図書の代金の正常な場合の支払方法を定めておりますが概ね一般の支払条件と異なるところはございません。

第二項には、証明書に誤がある場合の支払の特例を規定してございます。管理機関の交付いたしました証明書は、一万をこえるものになりますので、一つの証明書にわずかの誤がありまして、全体では非常に大きな誤差が生ずることになりますので、このような特例を設け支払の正確を期した訳であります。

なお、この場合におきましては、発行者になるべく迷惑をかけないよう

に事務処理の迅速化を図りますとともに、学年のはじめに給与する教科用図書につきましては、その代金の九割程度を四月中に概算払いするようにならうと考へております。

第三項は、国の予算（追加予算を含む。）が成立しないために、以上のような支払方法がとれません場合に、政令で適宜の処置を取ることを定めたものでございます。

第七条は、管理機関が不当に国に損害を与えた場合における学校の設置者の損害の賠償について規定してございます。管理機関の方で教師用図書位はという気持でわずか二冊余分に見積りましても全国では三万四万の多数になる訳でありますから、そのようなことの無いようにこの規定を設けた訳でございます。しかし、こういう措置は慎重にいたすべきでありまして、異議の申立等の是正措置を同時に考慮した次第であります。

最後に附則におきましては、第二項におきまして「昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」を廃止しておりますが、これはこの法律案が成立いたします場合には当然のことでございます。次に第三項におきましては、私立学校法によりまして私立学校は原則として学校法人が設置すべきことを定めてございしますが、私立の盲学校、ろう学校及び養護学校につきましては、なお、当分の間、個人が設置することができることになつておりますので、この法律案におきまして学校法人又は学校法人の理事長の行う事務につきましては、個人が行うことを定めたいのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。

